

岩手県監査委員告示第29号

財政的援助団体等監査結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第19号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月3日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象団体名 公益財団法人岩手県文化振興事業団
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年10月7日
 - (2) 本監査実施日 令和8年2月2日
- 3 監査結果の公表の日 令和8年4月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更事由発生後変更契約をしていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	全体の事務処理の状況を見直し、他に同種の不備がないことを確認した。 また、再発防止に向けて、令和8年度に締結した委託契約においては、仕様書に変更が生じた場合には、会計年度ごとに契約を変更することを仕様書に明記した。